

豊中市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の自立と福祉の増進を図るため、地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日厚生労働省障発第0801002号）に規定する日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、在宅の重度障害者等であって日常生活用具（以下「用具」という。）を必要とするものに対し当該用具を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することとする。

(給付等の対象者及び用具の品目)

第3条 この要綱による給付等の対象者は、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されている障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）とし、用具の品目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた者はこの限りでない。

- (1) 次号に掲げる者を除く障害者等のうち、別表1の「障害及び程度」欄に掲げるもの
同表の「品目」に掲げる用具
 - (2) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者のうち、別表2の「障害及び程度」欄に掲げるもの
同表の「品目」に掲げる用具
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は対象者から除くものとする。
- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者
 - (2) 用具の給付等を受けようとする障害者又はその配偶者が、申込みのあった月の属する年度（申込みのあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市民税所得割の額が46万円以上である者
- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付については、次に掲げる場合のみ対象とする。
- (1) 前回の給付日から別表1及び別表2の「耐用年数」欄に掲げる期間を経過している場合であって、修理不能の場合又は再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合
 - (2) 前回の給付日から別表1及び別表2の「耐用年数」欄に規定する期間を経過する前

に修理不能により用具の使用が困難となった場合
(給付の申込み)

第4条 用具の給付を受けようとする障害者等又はその保護者（以下「申込者」という。）は、日常生活用具給付申込書を市長に提出しなければならない。なお、別表1及び別表2の「障害及び程度」欄の「要意見書」に該当する場合は、意見書を添えて申し込むものとする。

(調査)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具調査書を作成し、給付の可否を決定しなければならない。

(給付の決定及び交付)

第6条 市長は、前条の調査により用具の給付を決定したときは日常生活用具給付決定通知書により、給付を却下したときは日常生活用具却下決定通知書により、それぞれ申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を申込者に交付するものとする。

(用具の給付)

第7条 前条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）又はその保護者は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第8条 用具の貸与については、豊中市身体障害者福祉電話貸与実施要綱に定めるところによる。

(自己負担額)

第9条 給付決定者又はその保護者は、当該用具の品目ごとに別表1及び別表2の「基準額」の欄に定める額の範囲内で市長が定める額の100分の10に相当する額（以下「自己負担額」という。）を業者に支払わなければならない。

2 自己負担額の算定に際して円未満は切り捨てるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、給付決定者に係る同一月における自己負担額の合計額は、当該給付決定者が生活保護世帯に属する場合並びに当該給付決定者及びその配偶者（第6条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者が18歳未満である場合は属する世帯の生計維持者）が、申込みのあった月の属する年度（申込みのあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市民税が課されない場合は0円とし、その他の場合は月額24,000円を上限額とする。

(自己負担額の変更)

第10条 市長は、給付決定者の属する世帯に特別な理由があると認められる場合は、自己負担額を変更することができる。

(業者への支払い)

第 11 条 市長は、業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の品目ごとに別表 1 及び別表 2 の「基準額」の欄に定める額の範囲内で市長が定める額から自己負担額を控除した額を業者に支払うものとする。

2 前項の請求には給付券を添付しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第 12 条 給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(給付等の取消し)

第 13 条 市長は、給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、給付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込又は不正の行為によって給付の決定を受けたとき

(2) その他市長が用具の給付を不相当と認めたとき

2 市長は前項の規定により給付を取り消したときは、豊中市日常生活用具給付取消決定通知書により給付決定を受けた者へ通知するものとする。

(費用の返還)

第 14 条 市長は、前条の規定により取り消したとき、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者があるとき又は用具の給付を受けた者が第 12 条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(排せつ管理支援用具の特例)

第 15 条 市長は、障害者等の申込み手続きの利便を考慮し、排せつ管理支援用具（別表 1 に掲げるストーマ用装具及び紙おむつ等をいう。以下同じ。）については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として 2 カ月ごとに給付券 1 枚を交付すること。

(2) 別表の基準額（月額）の範囲内で 1 カ月に必要とする排せつ管理支援用具に相当する額の 2 倍（2 カ月分）の額を給付券 1 枚に記載して交付すること。

(3) 給付券は、申込み 1 回につき 3 枚（半年分）まで一括交付すること。

(4) 第 9 条第 1 項に規定する自己負担額については、給付券 1 枚に記載された数量に相当する額とすること。ただし、同条第 3 項に規定する同一月における自己負担額の合計額の算定については 1 カ月ごとに行うこと。

(点字図書及び居宅生活動作補助用具の購入等)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、点字図書の給付については豊中市身体障害者点字図書給付事業実施要綱に、居宅生活動作補助用具の購入等については豊中市在宅重度障害者居宅生活動作補助用具助成事業要綱に定めるところによる。

(施行細目)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

- 附則 この要綱は平成 18 年（2006 年）10 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 19 年（2007 年）8 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 19 年（2007 年）12 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 22 年（2010 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 25 年（2013 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は令和元年（2019 年）6 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は令和 3 年（2021 年）3 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は令和 3 年（2021 年）5 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は令和 6 年（2024 年）5 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から実施する。
- 附則 この要綱は令和 7 年（2025 年）6 月 23 日から実施する。

別表 1

品 目		基準額 (円)	耐用 年数	障害及び程度
便器 (ポータブルトイレ)		20,000 手すり付 40,000	8 年	1・2 級の下肢又は体幹機能障害者(児) (原則として学齢児以上)
特殊便器 (ウォッシュレット機能付き ポータブルトイレ)		151,200	8 年	上肢障害 1・2 級の者(児)(原則として学齢児以上) 重度の知的障害者(児) (原則として学齢児以上)
防水シート		19,600	5 年	1 級の下肢又は体幹機能障害者(常時介護を要する者) 1・2 級の下肢又は体幹機能障害児(原則として 3 歳以上) 重度の知的障害者(児)(原則として 3 歳以上) 1 級の精神障害者
特殊マット		90,000	5 年	1 級の下肢又は体幹機能障害者(常時介護を要する者) 1・2 級の下肢又は体幹機能障害児(原則として 3 歳以上)
特殊寝台		154,000	8 年	1・2 級の下肢又は体幹機能障害者
訓練用ベッド		159,200		同上の児童(原則として学齢児以上)
情報・通信 支援用具	① 画面音声化 ソフト ② 入力サポー ト機器等の 周辺機器	100,000	6 年	① 視覚障害 1・2 級の者(児)(原則として学齢児以上) ② 上肢障害 1・2 級の者(児)(原則として学齢児以上)
視覚障害者用 ポータブル レコーダー	録音再生機 再生専用機 テープレコーダー	85,000 48,000 23,000	6 年	視覚障害 2 級以上の者(児)(原則として学齢児以上)
視覚障害者用時計 (音声・触読式)		触読時計 10,300 音声時計 13,300	10 年	視覚障害 1・2 級の者
点字タイプライター		63,100	5 年	視覚障害 1・2 級の者(児)
電磁調理器		17,000	6 年	視覚障害 1・2 級の者(視覚障害者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯) 重度の知的障害者 1 級の精神障害者

聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	10 年	聴覚障害 2 級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)
視覚障害者用体重計 (音声式)	18,000	5 年	視覚障害 1・2 級の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
特殊尿器	67,000	5 年	1 級の下肢又は体幹機能障害者(児)(常時介護を要する者に限る)(原則として、学齢児以上)
入浴担架	82,400	5 年	1・2 級の下肢又は体幹機能障害者(児)(原則として 3 歳以上で入浴に当たって家族等の介助を要する者に限る)
透析液加温器	51,500	5 年	じん臓障害 1・3 級で、在宅で自己連続携帯行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者(児)(原則として 3 歳以上)
体位変換器	15,000	5 年	1・2 級の下肢又は体幹機能障害者(児)(原則として、学齢児以上で下着交換等に当たって家族等の介助を要する者に限る)
福祉電話 (貸 与)			難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として 2 級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる市民税非課税世帯)
頭部保護帽	12,160	3 年	重度の知的障害者(児)及び精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 下肢又は体幹機能障害者(児)で頻繁に転倒するもの
ネブライザー(吸入器)	36,000	5 年	呼吸器機能障害 3 級以上又は <u>同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの(要意見書)</u> (原則として学齢児以上)
聴覚障害者用通信装置 (ファックス)	35,000	5 年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(児)(原則として学齢児以上)
点字図書			主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)(点字新聞は視覚障害者)
携帯用会話補助装置	98,800	5 年	音声言語機能障害者又は <u>肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者(児)(要意見書)</u> (原則として学齢児以上)
視覚障害者用体温計 (音声式)	9,000	5 年	視覚障害 1・2 級の者(児)(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(原則として学齢児以上)
入浴補助用具	90,000	8 年	下肢又は体幹機能障害者で入浴に介助を必要とする者(児)(原則として 3 歳以上)

移動用リフト		250,000	4 年	1・2 級の下肢又は体幹機能障害者(児)(原則として3歳以上)
視覚障害者用読書器		198,000	8 年	視覚障害者であって、本装置により文字等を認識することが可能になる者(児) (原則として学齢児以上)
聴覚障害者用情報受信装置		89,800	6 年	聴覚障害者(児)のうち必要と認められる者
移動・移乗支援用具		60,000	8 年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(児)(原則として3歳以上)
たん吸引器	電気式 卓上式	56,400 41,930	5 年	呼吸器機能障害3級以上又は <u>同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められるもの(要意見書)</u> (原則として学齢児以上)
点字ディスプレイ		383,500	6 年	視覚障害で1・2 級であって、必要と認められる者(児) (原則として学齢児以上)
居宅生活動作補助用具		200,000	1 回 限り	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る) 障害等級1・2・3 級の者(児)(原則として学齢児以上)
視覚障害者用 活字文書読上げ装置		99,800	6 年	視覚障害者(児)2 級以上 (原則として学齢児以上)
点字器	標準型 携帯用	10,712 7,416	7 年 5 年	視覚障害者(児)(原則として学齢児以上)
人工喉頭	笛式 電動式	5,150 72,203	4 年 5 年	音声言語機能障害者で喉頭を摘出した者(児)
歩行補助つえ(一本杖のみ) T 字 状・棒状のつえ	木材製 軽金属製	2,310 3,150	3 年	下肢又は体幹機能障害者(児)(原則として3歳以上)

収尿器	男性用	普通型	7,931	1 年	ぼうこう機能障害の者（児） <u>下肢又は体幹機能障害で、排尿障害により必要とする者（児）（要意見書）</u>
		簡易型	5,871		
	女性用	普通型	8,755		
		簡易型	6,077		
ストーマ用装具		消化器系	8,858/月	－	膀胱又は直腸機能障害者（児） 小腸機能障害で人工肛門を造設した者（児）
		尿路系	11,639/月		
紙おむつ等（紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具）			12,000/月	－	身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する 3 歳以上の者（要意見書） 1）治療による軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者 2）先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者 3）先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で必要と認められるもの 4）脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で必要と認められるもの
人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー（充電器、インバータ含む）のいずれか 1 種目			100,000	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している重度身体障害者（児）（要意見書）
視覚障害者用物品識別装置			59,800	6 年	視覚障害で 1・2 級の者（児）（原則として学齢児以上）
視覚障害者用音声血圧計			10,000	5 年	視覚障害で 1・2 級の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）			157,500	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している重度身体障害者（児）（要意見書）
地デジ対応ラジオ			29,000	5 年	視覚障害で 1・2 級の者（児）（原則として学齢児以上）（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）

※ 補装具から移管されたものの基準額については、移管前の補装具の価格の 100 分の 103（歩行補助つえについては 100 分の 105）とする。

※ 頭部保護帽、収尿器、ストーマ用装具及び紙おむつ等については、在宅であることを要しない。

※ 人工呼吸器用自家発電機等の種目については、大阪府難病患者在宅高度医療機器整備費補助金事業の対象バッテリー等の使用者は対象としない。

別表 2

品 目		基準額 (円)	耐用 年数	障害及び程度
便器 (ポータブルトイレ)		20,000 手すり付 40,000	8 年	移動が困難で介助を要する者（児） <u>※意見書等、難病疾患名が確認できるもの</u>
防水シート		19,600	5 年	寝たきりの状態にある者（児）（日常的に寝返り、起き上がり、立ち上がりが自力でできない者） <u>※要意見書</u>
特殊マット		90,000	5 年	寝たきりの状態にある者（児）（日常的に寝返り、起き上がり、立ち上がりが自力でできない者） <u>※要意見書</u>
特殊寝台		154,000	8 年	寝たきりの状態にある者（児）（日常的に寝返り、起き上がり、立ち上がりが自力でできない者） <u>※要意見書</u>
特殊尿器		67,000	5 年	自力で排尿できない者（児） <u>※要意見書</u>
体位変換器		15,000	5 年	体位変換に介助を要する者（児） <u>※要意見書</u>
入浴補助用具		90,000	8 年	入浴に介助を要する者（児） <u>※意見書等、難病疾患名が確認できるもの</u>
歩 行 補 助 つ え (一本杖のみ) T 字状・棒状のつえ	木材製 軽金属製	2,310 3,150	3 年	下肢又は体幹機能が不自由な者（児） <u>※意見書等、難病疾患名が確認できるもの</u>
移動・移乗支援用具		60,000	8 年	家庭内の移動等に介助を要する者（児） <u>※意見書等、難病疾患名が確認できるもの</u>
たん吸引器	電気式 卓上式	56,400 41,930	5 年	呼吸器機能に障害がある者（児）又は自力で排痰できない者（児） <u>※要意見書</u>
ネブライザー（吸入器）		36,000	5 年	呼吸器機能に障害がある者（児）又は気道の加湿や薬剤の直接投与等を必要とする者（児） <u>※要意見書</u>
移動用リフト		250,000	4 年	下肢又は体幹機能が不自由な者（児）（移動や立ち上がりが自力では困難な者） <u>※要意見書</u>
居宅生活動作補助用具		200,000	1 回 限り	下肢又は体幹機能が不自由な者（児） <u>※要意見書</u>
特殊便器 (ウォッシュレット機能付き ポータブルトイレ)		151,200	8 年	上肢機能が不自由な者（児）（排便後の後始末に介助が必要な者） <u>※要意見書</u>
訓練用ベッド		159,200	8 年	下肢又は体幹機能が不自由な者（児） <u>※要意見書</u>

動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500	5 年	人工呼吸器の装着が必要な者（児） <u>※要意見書</u>
人工呼吸器用自家発電機、 外部バッテリー（充電器、イ ンバータ含む）のいずれか 1 種目	100,000	5 年	在宅で人工呼吸器を装着している者（児） <u>※要意見書</u>